

2018年11月8日 全7頁

投資信託・仕組債は時価評価し損益計上へ

金融商品会計の見直しで IFRS 第9号導入？

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- ASBJ（企業会計基準委員会）は、2018年8月30日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表し、同年11月30日まで意見募集を行っているところである。
- 検討項目のうち分類と測定（金融商品の評価）については、仮にIFRS第9号と同様の規定にした場合、投資信託や仕組債は、時価評価し毎期の時価の変動を損益に計上することとなるものと思われる。
- 財務諸表の透明性は高まりその品質は向上すると思われるが、一方で、法人のこれらの金融商品による保有や運用に影響を与えることが予想される。

1. IFRS 第9号の分類と測定（金融商品の評価）を導入？

ASBJ（企業会計基準委員会）は、2018年8月30日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」を公表し、同年11月30日まで意見募集を行っているところである。

これは、わが国の会計基準を、国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS（国際会計基準又は国際財務報告基準）第9号「金融商品」のうち、金融資産及び金融負債の分類及び測定、金融資産の減損会計、一般ヘッジ会計について、会計基準の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見を各方面から収集するために行うものである。

IFRS 第9号とわが国の金融商品会計基準を比較すると図表1のとおりである。

IFRS 第9号では、①「契約条件が特定日に元本とそれに基づく金利の支払のみからなるキャッシュ・フローを発生させるものである」か否かという要件（契約キャッシュ・フローの特性要件）と、②事業モデル要件によって金融資産の評価方法を図表2のように分けている。①の要件を満たさない、あるいは①は満たしても②の要件を満たさない金融資産は、公正価値（時

価)で評価し、その変動は当期の損益として計上する(FV-PL)。「売買目的」の金融資産、頻繁に売買する金融資産、金融資産のポートフォリオが公正価値(時価)に基づいて管理され、そのパフォーマンスが時価(公正価値)に基づいて評価されるものは、この分類に含まれる。

図表1 日本基準とIFRS第9号「金融商品」比較表

日本基準		IASB (IFRS第9号)
金融商品の分類※1	評価方法	
売買目的有価証券 デリバティブ※2	時価評価(当期損益計上)	時価評価(当期損益計上)
満期保有目的の債券	償却原価法※3 減損あり	償却原価法: 契約CFの特性要件※7+ビジネスモデル要件(元利回収)※8、※9
貸付金及び債権	償却原価法※3 減損あり(DCF法も導入)	減損あり(信用状況に応じて3つのバケットに区分した予想信用損失アプローチ)
その他有価証券 ※米国では売却可能有 価証券	時価評価(OCI※4経由) ・全部純資産直入法※5 ・部分純資産直入法(わが国独自)※6 ・減損あり ・リサイクリングあり ※米国では株式は時価評価(当期損益計上)	債券等
		株式等
		時価評価(OCI※4経由) : 契約CFの特性要件※7+ビジネスモデル要件(元利回収+売却)※10 減損・リサイクリングあり
		時価評価(当期損益計上)
		時価評価(OCI※4経由)※11 減損・リサイクリングなし
		時価評価(当期損益計上)
金融負債	償却原価法※3	償却原価法 公正価値オプション※12を適用する場合は時価評価(当期損益計上)。※13

※1 日本基準の場合、金融資産に関しては有価証券の評価を中心とした規定。米国基準も同様。IFRSは有価証券に限定していない。

※2 ヘッジ目的のデリバティブを除く。

※3 アモチゼーション・アキュムレーション付の原価法

※4 その他の包括利益

※5 評価損益の合計額をOCI経由で純資産に計上

※6 評価益はOCI経由、評価損はP/L経由で純資産に計上

※7 当該金融資産の契約条件が特定日に元金の支払からなるCF(キャッシュ・フロー)のみを生じさせるものである。

※8 保有企業・部門等の事業モデルが契約上のCF(キャッシュ・フロー)を回収する目的で金融資産を保有するビジネス・モデルである。

※9 売却損益は独立した勘定科目(「その他の包括利益」ではなく、当期損益の中の項目)として表示

※10 保有企業・部門等の事業モデルが契約上のCF(キャッシュ・フロー)の回収と売却の両方の目的で金融資産を保有するビジネス・モデルである。

※11 企業が指定した持分金融商品が対象

※12 いわゆる会計上のミスマッチー資産・負債の評価や損益の計上において生じる不整合を除去又は大幅に削減する場合は、金融商品を最初に計上する際に、時価評価(損益計上)するものとして指定することが認められる。

※13 企業自身の信用状態の変動による時価の変動はOCI経由で計上する(リサイクリング無し)。

(出所) 日本基準及びIFRS第9号より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 IFRS第9号による金融資産の分類カテゴリー評価方法

評価方法	要件	
	契約キャッシュ・フローの特性	事業モデル
償却原価	○(達成)	償却原価に関する事業モデル
FV-OCI	○(達成)	FV-OCIに関する事業モデル
FV-PL	○(達成)	上記以外の事業モデル
	×(未達成)	事業モデルは関係無し

(注) FV-PLとは時価評価しその変動を損益計上する評価方法、FV-OCIは時価評価しその変動を「その他の包括利益」に計上する評価方法

(出所) IFRS第9号より大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 有価証券・債権の評価方法比較（日本基準、IFRS、米国基準）

	日本基準	IFRS	米国基準
上場株式	売買目的:FV-PL	FV-PL	FV-PL
	その他有価証券 :FV-OCI(リサイクリングあり) ^注	ただし売買目的でない場合は、 OCIオプションの選択可能(リサイクリングなし)	
非上場株式	取得原価で評価	上場株式と同じ	FV-PL ただし、取得原価から減損損失を控除し、観察可能な価格について正又は負の事後調整を行った価格で評価可能
投資信託	売買目的:FV-PL	FV-PL	FV-PL
	その他有価証券 :FV-OCI(リサイクリングあり) ^注	資本性金融商品に該当する場合は、 プット可能である金融商品及び清算時にのみ第三者に純資産の比例的な持分を引き渡す金融商品でなければ、OCIオプションを選択可能	
債券(仕組債を除く)	売買目的:FV-PL	FV-PL	売買目的:FV-PL
	満期保有目的:償却原価	契約CF要件と事業モデル要件を満たすことで、償却原価又はFV-OCI	満期保有目的:償却原価
	その他有価証券 :FV-OCI(リサイクリングあり) ^注		売却可能証券 :FV-OCI(リサイクリングあり)
債権(貸付金)	償却原価法	債券と同じ	償却原価 売却目的で保有する場合は低価法(時価と原価の低い方で評価)

(注) 評価益はOCI、評価損は当期の損失に計上する方法も選択可能

(出所) 各会計基準より大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 投資信託の取扱い（IFRSに合わせた場合）

資本性金融商品に該当する金融資産の場合は、原則、時価評価をし、時価の変動を損益に計上する（FV-PL）。ただし、企業が指定した資本性金融商品については時価の変動を「その他の包括利益」（OCI）に計上できる（OCI オプション）。この場合、当該資本性金融商品を売却した際に、売却損益を当期の損益として計上すること（リサイクリング）は認められていない。また、減損も適用されない。

投資信託の場合も資本性金融商品に該当すれば、OCI オプションの対象となりうる。次頁（1）（2）の金融商品は、本来は負債性金融商品に分類されるが、一定の要件（図表4、5を参照）を満たす場合は、発行者側では資本性金融商品として取り扱われる。しかしこの場合でも、保有者側では、資本性金融商品には該当せず、負債性の金融商品となる。図表4、5の要件を満たさなければ発行者・保有者共に負債性金融商品となる。いずれも当然 OCI オプションは適用できない。さらに、その場合は「元本と利息の支払いのみからなる」や「利息は、主として、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間的価値と信用リスクの対価からなる」という契約キャッシュ・フロー要件をみたさないケースが多いものと考えられる。契約キャッシュ・フロー要件を満たさなければ、償却原価やFV-OCIでの評価の対象とはならず、FV-PLに分類される。

即ち、FV-PL で評価される。

- (1) プッタブル金融商品。これはプットの行使時に現金又は他の金融資産との交換で当該金融商品を発行者が買い戻すか又は償還する契約上の義務を含む金融商品をいう。
- (2) 清算時のみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品。この義務は清算が発生することが確実で企業の統制外（例えば、存続期間が有限の企業）であるか、又は発生が不確実ではあるが当該金融商品の保有者に選択権があることにより生じることとされている。

保有企業が解約できるタイプ（オープン・エンド）の投資信託は、(1) に該当する。全期間クローズドであっても満期が決まっている場合は、(2) に該当しうるものと思われる。即ち、通常の投資信託は、FV-PL に分類されることになるものと思われる。(1) (2) に該当しないものとしては、満期もなく、保有者に（現金や対象資産の現引きによる）償還の請求権や清算の選択権がないクローズド・エンド¹の上場投資信託が考えられる。即ち、ETF や上場 REIT などは、資本性金融商品としてOCI オプションの対象になりうるものと思われる。もっともこの点はIFRS 第9号でも監査法人の解説でも必ずしも明確にされていない。IFRS に規定を合わせた場合、このように解釈が不明瞭な例も多々表れるものと思われる。

図表 4 金融負債と資本性金融商品の定義（IFRS に合わせた場合）

金融負債	資本性金融商品
以下のような負債をいう。	以下の(a)及び(b)の両方に該当する場合のみ資本性金融商品である。
(a) 次のいずれかの契約上の義務	(a) 当該金融商品が、次のような契約上の義務を含んでいないこと
(i) 他の企業に対して現金又は他の金融資産を支払う。	(i) 現金又は他の金融資産を引き渡す義務
(ii) 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する。	(ii) 当該発行者にとって潜在的に不利な条件で、他の企業と金融資産又は金融負債を交換する義務
(b) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のある契約のうち、次のいずれかであるもの	(b) 当該金融商品が企業自身の資本性金融商品で決済されるか、又は決済される可能性のある場合には、次のいずれかであること
(i) デリバティブ以外で、企業が企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す義務があるか又はその可能性があるもの	(i) 自らの資本性金融商品の可変数を発行者が引き渡す契約上の義務を含んでいない非デリバティブ
(ii) デリバティブで、固定額の現金又は他の金融資産と企業自身の固定数の資本性金融商品との交換以外の方法で決済されるか、又はその可能性があるもの	(ii) 固定額の現金又は他の金融資産を発行者自身の資本性金融商品の固定数と交換することによってのみ決済されるデリバティブ

(出所) IFRS 第9号より大和総研金融調査部制度調査課作成

¹ 越智淳「IFRS 及び IAS の解説 第29回 IFRS 第9号『金融商品』」（日本公認会計士協会編集・第一法規発行『会計・監査ジャーナル』No. 667、2011年2月号、pp. 34-43）を参照。

図表 5 (IFRS に合わせた場合の) 資本性金融商品 (発行者側) となるプッタブル金融商品等

プッタブル金融商品	清算時のみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品
下記の(a)から(f)の全ての特徴を有している場合には資本性金融商品に分類される。	下記の(a)～(d)の全ての特徴を有している場合には資本性金融商品に分類される。
(a) 企業の清算時に企業の純資産の比例的な取り分に対する権利を保有者に与えていること	
(b) 当該金融商品が、他のすべてのクラスの金融商品に劣後するクラスに属していること。	
(c) 同じクラス(他のすべてのクラスの金融商品に劣後するクラス)に属するすべての金融商品が同一の特徴を有していること	(c) 同じクラス(他のすべてのクラスの金融商品に劣後するクラス)に属するすべての金融商品は、発行企業が清算時に純資産の比例的な取り分を引き渡す同一の契約上の義務を有していなければならない
(d) 他の負債要素を含まないこと。即ち、発行者が現金又は他の金融資産と交換に当該金融商品を買戻すか又は償還する契約上の義務を別にして、当該金融商品が、現金又は他の金融資産を他の企業に引き渡す義務あるいは金融資産又は金融負債を企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する義務を含んでおらず、かつ、図表4の金融負債の定義の(b)に示されているような企業自身の資本性金融商品で決済されるか又はその可能性のある契約ではないこと	—
(e) 当該金融商品の存続期間にわたって当該金融商品に帰属する予想キャッシュ・フローの合計額が、実質的に、純損益、認識されている純資産の変動又は当該金融商品の存続期間にわたる企業の認識済み若しくは未認識の純資産の公正価値の変動(当該金融商品の影響を除く)に基づいていること	—
(f) 当該金融商品が上記の(a)～(e)の特徴のすべてを有していることに加えて、発行者は次のものを有する他の金融商品又は契約を有してはならない。	(d) 当該金融商品が上記の(a)～(c)の特徴のすべてを有していることに加えて、発行者は次のものを有する他の金融商品又は契約を有してはならない。
◆ (e)の特徴を有するキャッシュ・フロー合計額	◆ プッタブル金融商品の(e)で挙げた特徴を有するキャッシュ・フロー合計額
◆ 保有者に対する残余リターンを実質的に制限又は固定する効果	◆ 保有者に対する残余リターンを実質的に制限又は固定する効果

(出所) IFRS 第9号より大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 仕組債の取扱い

(1) わが国の現行の取扱い

わが国の金融商品会計では、仕組債などの複合金融商品について、原則として、構成する個々の金融資産又は金融負債に区分せず、一体として会計処理をすることとしている。ただし、以下の①～③のすべての要件に該当する場合は、現物とデリバティブ部分を区分して会計処理をすることとしている。

- ① 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がある。
- ② 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たす。
- ③ 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されない。

他方で、上記要件のうち①又は③を満たさない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分しているときは、区分経理することができるかとされている。

区分経理をした場合は、デリバティブ部分は時価評価し損益計上（FV-PL）することになる。

上記①の要件の「組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ」とは、利付金融資産の場合又は金融負債の場合、原則として、組込デリバティブのリスクにより現物金融商品の当初元本が減少する又は金融負債の当初元本が増加する（もしくは金融負債の金利が契約当初の市場金利の2倍以上になる）可能性があることをいう。

例えば、株価指数リンク債でも、株価の変動により元本ではなく、受取利息が変動する（マイナスにはならない）タイプのもを金融資産として保有している場合については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ばないとして、区分経理を行わない。このような債券を例えば「満期保有目的の債券」に分類し償却原価で評価している例もあるようである。

その他、物価連動国債、クレジットリンク債やシンセティック CDO（債務担保証券）のうち信用リスクが高くないものについても、区分経理は不要とされており、クレジットリンク債やシンセティック CDO（債務担保証券）は「満期保有目的の債券」や「その他有価証券」、「物価連動国債」は「その他有価証券」として分類できる。

(2) IFRS 第 9 号に合わせた場合の取扱い

IFRS 第 9 号で償却原価での評価や FV-OCI の評価が可能な契約キャッシュ・フロー要件を満たしている金融資産とは、貸付や債券などの負債性金融資産を想定している。利息は、主として、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間的価値と信用リスクの対価からなる。

貸付タイプの金融資産と関係のない要素としては、株価や商品価格の変動が例示されている。

レバレッジは、利息としての要件を満たさず、契約キャッシュ・フロー要件は満たさない。単独のオプション、先渡しおよびスワップ契約といったデリバティブは、レバレッジを含む金融資産の例である。

仕組債のような複合金融商品（資産）は、デリバティブ部分と元となる金融資産を区分経理せず、その複合金融商品（資産）全体で、契約キャッシュ・フロー要件を満たすか否かを判断するが、通常は当該要件を満たさないものと思われる。したがって、仕組債等の場合、時価評価をして当期の時価の変動を損益に計上することになる（FV-PL）。前述した、株価指数リンク債で金利が株価指数にリンクするもの、クレジットリンク債やシンセティック CDO は償却原価や FV-OCI での評価はできず、時価評価をして当期の時価の変動を損益に計上することになるものと思われる（FV-PL）。クレジットリンク債やシンセティック CDO のような証券化商品が優先・劣後構造となっている場合（契約上リンクしている金融商品に該当する場合は、原金融商品をルックスルーして判断する必要があるが、クレジットリンク債やシンセティック CDO は、その場合も契約キャッシュ・フロー要件を満たさず、FV-PL として取り扱われるものと思われる。

キャップ付の変動利付債は、固定金利の金融商品と変動金利の金融商品を組み合わせたものとして契約キャッシュ・フロー要件を満たす場合がある旨が例示されている。レバレッジがかかっていない物価連動債券で元本保証のあるものも、契約キャッシュ・フロー要件を満たしうる例として挙げられている。したがって、ビジネスモデルに応じて償却原価やFV-OCIで評価することができる。

いずれにしろ、投資信託と同様に、商品性を細かく吟味した上で、どの評価になるかを決定することになる。